

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第10号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

所 管 所 属：大阪港湾局

通 知 日：令和 8 年 5 月19日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	検査の記録を残すよう改善を求めたもの 今回の監査で、大阪港湾局の調査対象契約である「令和 6 年度南港魚つり園護岸附設トイレ借入」の検査に関する書類を確認したところ、調査対象契約は検査調書を省略できる契約であったが、検査調書そのものは作成されておらず、また、それに代わる、検査した旨とその日付を記載した納品書等の書類も確認できなかった。 大阪港湾局によると、南港魚つり園の運営受託者からの日報により借入物の存在を確認しており、毎月末の日報により検査を行っているとのことであったが、日報には検査職員が検査した旨とその日付の記載がなかった。 【指摘事項】 大阪港湾局は、物品借入契約において支払をするには、検査手続を適切に実施し、検査に合格する必要があることを所属内で周知されたい。また、検査したことについて対外的な説明ができるように、日報等に検査した旨とその日付を記載するなど、検査を実施したことを確実に記録する仕組みを構築されたい。	物品借入契約において支払をするには、検査手続を適切に実施し、検査に合格する必要があること、及び対外的な説明ができるように検査を実施したことを記録する必要があることについて、令和 8 年 2 月16日付けで所属内に改めて周知を行った。 なお、「令和 7 年度南港魚つり園護岸附設トイレ借入」については、令和 7 年 4 月分から検査調書を作成し、検査の実施状況を適切に記録しているところである。	措置済	令和 8 年 2 月16日